

福津市のびのび発達支援センター事業業務に係る業務量の見込み

	業務名称	業務内容	主な相手方、関連機関	頻度 (延べ回数)	備考
1-1	個別相談（面談）	・面接相談（個別相談）	・発達障がいの特性をもつ児童、その保護者	1300件	臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか1名以上で対応。
1-2	個別相談（電話相談）	・電話相談（保護者、関係機関等）	・発達障がいの特性をもつ児童、その保護者 ・関係機関	370件	臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか1名以上で対応。
1-4,5	個別相談（検査）	・各種検査の実施及び結果報告書の作成	・発達障がいの特性をもつ児童、その保護者	180件	臨床心理士1名以上で対応。
1-7	個別相談（医療機関との連携）	・紹介状の作成、情報提供書の作成 ・電話、FAX等での連絡、情報共有	・医療機関	紹介状 10件 情報提供書 33件	臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか1名以上で対応。 ※市長の公印を要する文書については、市で作成。
1-7	個別相談（療育事業所等との連携）	・情報提供書の作成 ・電話、FAX等での連絡、情報共有	・療育事業所	情報提供書 45件	臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか1名以上で対応。 ※市長の公印を要する文書については、市で作成。
1-7	個別相談（保幼小中学校との連携）	・情報提供書の作成 ・電話、FAX等での連絡、情報共有	・保育施設、幼稚園 ・小学校、中学校	情報提供書 38件	臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか1名以上で対応。 ※市長の公印を要する文書については、市で作成。
1-7	個別相談（他自治体への移管）	・情報提供書の作成 ・電話、FAX等での連絡、情報共有	他自治体	移管書類 0件	臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか1名以上で対応。 ※市長の公印を要する文書については、市で作成。
1-7	個別相談（情報提供の受理）	・医療機関、療育事業所、他自治体からの情報提供書の受理 ・情報提供への返書の作成	各種関係機関	22件	臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか1名以上で対応。 ※市長の公印を要する文書については、市で作成。
2	ST相談（構音訓練）	・言語訓練（児童との訓練）、検査 ・保護者相談等	・構音に課題をもつ児童、その保護者	320件	言語聴覚士1名以上で対応。
3	ほっとタイム事業	・小集団による親子遊び ・活動記録の作成 ・教材の準備	・個別相談、園訪問・乳幼児健診等を通じて紹介があった児童（2歳児）、その保護者	年 40回程度 (10回×4)	各グループ 定員10名程度 全10回×4グループ 臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか計1～4名程度で対応（対象人数による）
4	スマイルクラブ事業	・療育指導（集団、個別） ・保護者面談、園訪問、学校訪問、医療、療育へのつなぎ等	・発達障がいの特性をもつ児童（3歳児～5歳児）、その保護者	108件	集団療育 各グループ定員6名程度 臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか計1～4名程度で対応（対象

業務番号	業務名称	業務内容	主な相手方、関連機関	頻度 (延べ回数)	備考
5	園訪問（幼稚園、保育施設）	・園訪問による行動観察 ・園との情報共有 ・報告書の作成等	・観察対象児（のびのび利用児、園からの観察要請者） ・市内幼稚園、保育施設	82件	年2回（第1回5月末頃～、第2回10月頃～） 臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか計1～4名程度で対応（対象
5	学校訪問（小中学校）	・学校訪問による行動観察 ・小中学校との情報共有 ・報告書の作成等	・観察対象児（のびのび利用児、小中学校からの観察要請者） ・市内小中学校	12件	年1回程度（6月～夏休み前頃） 臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか計1～4名程度で対応（対象
5	学童訪問（学童保育所）	・学童訪問、学童との情報共有 ・報告書の作成等	・観察対象児（学童からの観察要請者） ・市内学童保育所 ・市こども課	12件	年1回程度 臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか計1～4名程度で対応（対象
6	学習会	発達障がいに関する学習会の開催 ・資料作成 開催通知の発送 アンケート調査等	・市内幼稚園、保育施設、学童保育所等、市内の子育て施策に関連する団体の職員。	年3回程度	参加者 30名程度 臨床心理士、言語聴覚士、保育士、公認心理士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員のいずれか計1～4名程度で対応（対象人数による）
7	乳幼児健診	・乳幼児健診（1歳半健診、3歳健診）での保護者相談等	・乳幼児（1歳半、3歳）とその保護者	年30回程度	1歳半健診15回程度、3歳健診15回程度 臨床心理士、言語聴覚士、のいずれか1名以上で対応
8	就学相談（教育支援委員会）	・就学相談（教育支援委員会）への参加 ・検査結果等資料等の準備 ・説明会の参加	・市学校教育課	年10回程度	臨床心理士1名以上で対応。 ※担当職員に対する委員の委嘱あり。
9	特別支援教育連絡会議	特別支援教育連絡会議への参加	・市学校教育課	年2回程度	臨床心理士1名以上で対応。
9	小中いじめ・不登校支援担当者連絡会	小中いじめ・不登校支援担当者連絡会への参加	・市学校教育課	年2回程度	臨床心理士1名以上で対応。